处 分 基 準

令和4年8月25日作成

| 法 令 名 | 道路交通法 |
|-----------|--|
| 根 拠 条 項 | 第108条の3の5 |
| 処分の概要 | 自転車運転者講習の受講命令 |
| 原権者 (委任先) | 鳥取県公安委員会 |
| 法令の定め | 道路交通法第108条の3の5 (自転車運転者講習の受講命令) |
| 処 分 基 準 | 道路交通法第108条の3の5に規定する危険行為(以下単に「危険行為」という。)をした自転車運転者であって、当該危険行為をした日を起算日とする過去3年以内にその他の危険行為をしたものについて、次に掲げる場合を除き、3月以内に行われる自転車運転者講習の受講を命ずることとする。 ・ 交通事故により下半身不随となるなど、自転車の運転によって道路における交通の危険を生じさせるおそれが失われたと認められる場合 ・ 既に自転車運転者講習を受けた者であって、自転車運転者講習を受講した後の危険行為が2回に満たないとき |
| 問い合わせ先 | 鳥取県警察本部交通部交通企画課 |
| 備考 | |